

# **新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画**

令和8年1月15日

一般社団法人福岡県LPGガス協会

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、一般社団法人福岡県LPGガス協会（以下、「協会」という。）における新型インフルエンザ等対策を実施する対策の内容、方法、体制等を定め、もって新型インフルエンザ等対策の円滑かつ適切な遂行に資する事を目的とする。

### (基本方針)

第2条 協会はLPGガス販売供給事業の組織として公共性に鑑み、その業務に関して本計画に基づき、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、会員たる事業従事者等の健康を配慮したうえ、可能な限りのLPGガス供給の確保を維持し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### (発生段階の定義)

第3条 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、本業務計画では、県行動計画で定める対策段階に準じ、段階に応じて実施するものとする。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### (平時における連絡体制及び関係機関との連携)

第4条 協会は、国、地方公共団体及び関係事業者等と連携し、平時から情報交換、連絡体制等の確認に努めるとともに、事業継続に向けた準備を行うものとする。

### (対策本部の設置)

第5条 国及び地方公共団体に対策本部が設置された時は、協会は新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、会員への連絡体制を強化するとともに、事業継続に向けた人員体制等について検討するものとする。

### (構成員)

第6条 対策本部の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 対策本部長は協会長がこれにあたる
- (2) 対策副本部長は副会長の中から会長が指名する。
- (3) 他構成員として、地震並びに風水害等により被害が甚大であった場合等に協会が設置する「福岡県LPGガス大規模災害対策本部」の同委員をもって構成する。

#### (対策本部長等の任務)

第7条 対策本部長、対策副本部長並びにその他構成員の任務は以下の通りとする。

- (1) 対策本部長は対策本部を総括する。
- (2) 対策副本部長は対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長を代行する。
- (3) その他構成員は、対策本部の決定事項を実施し、実施状況等を対策本部へ報告する。

#### (情報収集及び共有体制)

第8条 協会は、平時から国内外の新型インフルエンザ等の感染症発症情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を整備し、入手した情報は会員等へ周知する。

#### (対策本部の解散)

第9条 対策本部長は、県対策本部の廃止、または対策協議が必要ないと判断した場合は、対策本部を解散する事が出来る。

#### (関係機関との連携)

第10条 協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで、不可欠となる国、地方公共団体、全国LPGガス協会、九州ブロックLPGガス協議会等と緊密な連絡をとるための連絡体制を確立する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (新型インフルエンザ等対策業務の内容)

第11条 協会及び対策本部の新型インフルエンザ等対策に係る業務は以下の通りとする。

- (1) 新型インフルエンザ等流行期に備え、LPGガス供給事業の従事者等に対し、初期感染防止のため、マスクの着用、衛生的エチケットの慣行、衛生管理用品等の備蓄に努めるよう喚起する。
- (2) 新型インフルエンザ等まん延地域におけるLPGガスの安定的な供給体制を整備する。
- (3) LPGガス供給事業従事者等の感染状況、事業所の稼働状況、支援要員等の情報を収集し適切な対応を協議し、実施する。

#### (実施方法)

第12条 協会及び対策本部は、福岡県内10地区に新型インフルエンザ等対策に係る業務の実施や必要な機材設備、本人家族の感染状況も勘案したうえでの支援可能要員確保のため、現地組織体制を整備し、迅速、かつ適切な業務を実施する。

(人員計画)

第 13 条 協会及び対策本部は、福岡県内 10 地区の支援要員の状況を把握し、感染リスクの低い配送業務を最優先とし、要請を受けた現地へ最長 1 週間程度をめどに派遣する。

(感染対策の検討及び実施)

第 14 条 当協会は、職員等に対しマスク着用等咳エチケットの徹底等を実施するなど、当協会職員等による感染拡大防止対策を講じる。

## 第 4 章 その他

(教育及び訓練)

第 15 条 協会は職員に対し、平時より新型インフルエンザ等の基礎知識と感染対策、衛生的エチケットの慣行に努めるよう教育すると共に、毎年行われる福岡県が行う福岡県総合防災訓練時におけるガス供給訓練、並びに国の事業である石油ガス地域防災対応体制整備事業における中核充てん所稼働訓練と併合して新型インフルエンザ等対策の訓練を実施に努める。

(点検及び改善)

第 16 条 協会は適時本計画の内容について検討し、必要があると認めた時は変更するものとする。変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国及び地方公共団体に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

## 附 則

1. この業務計画は、平成 27 年 3 月 23 日から実施する。
2. 業務計画の一部変更：令和 8 年 1 月 15 日理事会で承認。